

本書における法律・指針の表記

法律

- 男女雇用機会均等法・・・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(昭和四十七年法律第二百三十三号)
- 労働施策総合推進法・・・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十二号)
- 育児・介護休業法・・・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(平成三年法律第七十六号)

指針

- 均等法に基づく指針(告示第 615 号)・・・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する指針(セクシュアルハラスメント)
(平成十八年厚生労働省告示第六百十五号)
- 均等法に基づく指針(告示第 312 号)・・・事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する指針(マタニティハラスメント)
(平成二十八年厚生労働省告示第三百十二号)
- 労働施策総合推進法に基づく指針・・・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する指針(パワーハラスメント・カスタマーハラスメント)
(令和二年厚生労働省告示第五号)
- 育介法に基づく指針・・・子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講すべき措置等に関する指針(平成二十一年厚生労働省告示第五百九号)

※上記以外の法律及び指針は、本書の表記通りの名称です。